



八 監 第 3 5 9 号

令 和 3 年 1 1 月 2 2 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

令和2年度監査（企画部）の結果に基づき又は当該監査の結果を  
参考として講じた措置の公表について

令和2年11月18日付け八監第312号により提出した令和2年度監査  
（企画部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置につい  
て、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありま  
したので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区分	所見及び措置内容
企画経営課	要望事項	<p>1 行財政改革の適切な推進について</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>行財政改革の推進に当たっては、八千代市第2次行財政改革大綱後期推進計画に沿って進められているところであり、計画的に迅速かつ着実な取組が求められるものであることから、取組内容がより具体的になるよう早期に見直し可能な取組を把握するなど積極的に取り組まれない。</p> <p>(平成30年度及び令和元年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成30年度及び令和元年度の監査における要望事項を踏まえ、引き続き取組内容がより具体的になるよう見直し可能な取組を把握するなど積極的に取り組まれない。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>令和3年度からの八千代市行財政改革推進ビジョン第1期アクションプランにおいて、早期に解決すべき課題については重点取組事業として、選択と集中による行財政改革の取組の実効性を確保するため、短い取組期間を設定し、推進しております。</p>